

ご質問と回答
(中小企業海外展開支援 中小企業連携促進基礎調査)

項目	No.	質問内容	回答	掲載日
応募要件				
応募要件	1	(案件化調査のように)中小企業が組合員である協同組合は対象法人になり得ますか。また企業体を組む場合、代表法人になれますか。	今回の公示では、協同組合は代表法人(提案法人)としては対象外としています。共同企業体構成員、又は補強人材としては対象になります。	2014/8/29
応募要件	2	(本邦コンサルタント等法人に雇用されていない)完全な個人コンサルタントを補強団員として応募する事は可能でしょうか。また、その場合(完全な個人コンサル)でも審査の評価点に優劣は付かないのでしょうか。	本邦コンサルタント等法人に雇用されていない個人コンサルタントを補強団員として応募することは可能です。詳細は、募集要項8頁をご覧ください。また、評価については、別添3審査基準「コンサルタント等法人は当該調査を実施するために必要なスキルとノウハウを有しており、適切な体制を構築しているか。」に照らして評価を行います。	2014/8/29
応募要件	3	共同企業体の参加について、LLP(Limited Liability Partnership)としての参加を検討しているが、納税証明書が出せない場合は対象外となるか。	LLPは法人ではなく、かつ納税証明書も提出できないため、提案者としては対象外となります。	2014/8/29
応募要件	4	応募に際しては、法人であることが必須か。	代表企業は法人としており個人は対象外です。ただし、個人であれば補強もしくは外部人材としての参画が可能です。	2014/8/29
応募要件	5	コンサルタントを入れる必要があるとのことであるが、コンサルタントの役割についてご教示頂きたい。またJICAからの紹介があるのか、という点について確認したい。	コンサルタントの役割としては、報告書の作成支援ばかりでなく、ODA事業や開発課題の解決への貢献などについて知見を提供する役割が考えられます。なお、コンサルタントの紹介は弊機構では行っておりませんので、外部機関によるマッチング窓口をご利用ください(http://www.consul-matching.org/)。	2014/8/29
応募要件	6	すでに南アジアで実施しているJICAの技術協力プロジェクトに関わっているため、それに関連する内容で提案することとなるが、このような場合は応募の妨げとなるのか。	応募は可能です。	2014/8/29
信用調査	7	応募上の留意点の中に「JICAが委託した信用調査会社が信用調査を実施する場合があります」との記述があります。弊社は情報開示を最小限にしたため帝国データバンク等への情報提供を控えて頂いておりますが、審査に影響しますでしょうか。 ※審査に必要であれば情報の開示は致します。	信用調査の結果は審査の際に必要な情報となりますので、可能な限りご協力いただきますようお願いいたします。	2014/8/29
応募要件	8	補強団員として、コンサルタント個人を候補としております。但し、コンサルタント個人の方は法人格を9月中旬には取得致します。その場合、今回の応募で、社名と法人登記を準備中として申請は可能でしょうか。	募集要項8頁に記載のとおり、コンサルタント等法人は登記簿の提出が求められていますので、応募前に法人登記が完了している必要があります。	2014/9/11
応募要件	9	特定企業に所属していない個人のコンサルタントを現地調査メンバーとして加えることを予定しております。この場合、プロポーザルの体制上、どのように表現すればよろしいでしょうか。	個人の方が調査団員として参画する場合は、補強団員としての扱いとなります。	2014/9/11
応募要件	10	「対象国・分野に知見を有する NGO/NPO 等との連携を推奨」とありますが、本邦の大学教授・NPO法人役員などの個人が本案件の補強団員となることは可能でしょうか。 また、上記の場合の直接人件費の計上については、どのようにすればよろしいのでしょうか。	大学教授、NPO法人役員が補強団員となることは可能です。直接人件費については、募集要項19頁 ※5. をご参照ください。	2014/9/11
応募要件	11	今回、中小企業様(代表法人)とコンサルタント等法人で共同企業体を組む事を想定しており、さらにその「共同企業体を構成するコンサルタント等法人」に「別なコンサルタント等法人」からの補強を想定しております。このような場合、補強となる「別なコンサルタント等法人」についても登記簿謄本の写しが必要でしょうか。	「本邦コンサルタント等法人と共同企業体を構成し応募する」場合は、補強人材が所属する「別なコンサルタント等法人」の登記簿謄本(写)は不要です。	2014/9/11
提出書類等				
様式5	1	様式5「国内外での類似業務経験・海外での事業経験(提案法人用)」には、「共同企業体を構成する場合は、各中小企業の海外進出実績を記載して下さい。」とあるが、共同企業体が学校法人、地方自治体等、中小企業ではない場合、記載の必要はありますか。	コンサルタント等法人として参画している共同企業体構成法人は、募集要項17頁の様式5の「国内外での類似業務経験・海外での事業経験(コンサルタント用)」にご記入ください。	2014/8/29
公示資料別添4 Q&A 質問No.36	2	「キャッシュフロー計算書」が挙げられておりますが、当該書類が無い場合は、貸借対照表及び損益計算書の2点でも差支えございませんでしょうか。	財務諸表作成上、キャッシュフロー計算書の作成が義務となっていない企業は提出いただく必要はございませんが、可能な限りご提出をお願いいたします。	2014/9/11
様式6	3	業務従事者経歴書は「『コンサルタント総括』1名分のみ要提出」と記載がありますが、プロポーザル資料4-2(2)の提案法人の業務従事者それぞれに関しても経歴書を添付する必要がありますか。	コンサルタント総括1名分のみご提出ください。	2014/9/11
公示資料別添4 Q&A 質問No.34	4	プロポーザルを綴じるファイルは必要なく、ホチキス止めするとありますが、プロポーザルに綴じる法人紹介資料(パンフ等)によっては、ホチキス止めが難しい場合が想定されます。このような場合には、ホチキス止めせず、ファイル綴じもしくは紐綴じのような対応をしたいと考えておりますが、宜しいでしょうか。	ホチキス止めが難しい場合は、一式がわかるようにまとめた形でご提出ください。	2014/9/11
審査関連				
ヒアリング	1	ヒアリングについて、「必要に応じて実施」と記載あるが、どのような形で実施されるのか。	プロポーザルの審査において、直接ヒアリングをした方が良いと思われる項目があった場合に実施します。従って、全提案法人に実施されるものではありません。	2014/8/29

調査関連				
分野	1	対象分野について、募集要項に掲載の分野に紐づけられない場合、どうすればよいか？	該当する分野が無い場合は、その他とし、詳細を記載下さい。	2014/8/29
調査	2	相手国公的機関を相手にビジネスを検討しているが、その場合、JICAのネットワークの活用など支援を受けられるのか。	JICA在外事務所からの情報提供などが考えられます。基本的にはアポイントメント取付等は提案企業にご対応いただきます。	2014/8/29
調査	3	農作物に関連する事業化調査を予定しており、現地の収穫期(3月～)にあわせて具体的な調査を実行するため、仮採択後の12月～1月頃には予備調査および本格調査の準備に着手したいと考えております。そこで、上記時期から先行して調査開始可能かと、先行して実施した分を本調査費用として認められるか否かにつきまして、ご回答をお願いできますでしょうか。	契約締結に先立った調査については実施を妨げませんが、JICAが負担できる費用は本調査の契約期間内に発生した費用が対象となります。	2014/9/11
経理関係				
計上可否	1	一般管理費等で使える項目を知りたい。一般管理費を、現地の電話やコピー代に充てることはできないのか？	一般管理費等については、「直接人件費とその他原価の和に定率(上限40%)を乗じたもの」にて計算されるものとなっています。なお、本経費については精算の際、証憑の提出は必要ありません。	2014/8/29
見積り	2	直接人件費の上限は「コンサルタント等契約における平成26年度直接人件費月額単価(上限)について」が適用されるのでしょうか。 http://www.jica.go.jp/announce/information/20140212.html	ご理解のとおりです。	2014/9/11